（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

⑴　有価証券及び投資有価証券

満期保有目的の債券

満期保有目的の債券の時価については、日本証券業協会が公表している売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格によっております。

満期保有目的の債券のうち譲渡性預金及び短期社債は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　事業貸付金

（高度化貸付金（有利子））

高度化貸付金（有利子）の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（高度化貸付金（無利子））

高度化貸付金（無利子）の時価については、元金をリスクフリーレートで割り引いて算定する方法によっております。

（跡地見返資金貸付金）

跡地見返資金貸付金の時価については、元利金の合計額をリスクフリーレートで割り引いて算定する方法によっております。

（小規模企業共済契約者貸付金（有利子））

小規模企業共済契約者貸付金（有利子）の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（小規模企業共済契約者貸付金（無利子））

小規模企業共済契約者貸付金（無利子）の時価については、元金をリスクフリーレートで割り引いて算定する方法によっております。

（倒産防止共済貸付金）

倒産防止共済貸付金の時価については、元金の額をリスクフリーレートで割り引いて算定する方法によっております。

（倒産防止共済一時貸付金）

倒産防止共済一時貸付金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（設備資金貸付金）

設備資金貸付金の時価については、元利金の合計額をリスクフリーレートで割り引いて算定する方法によっております。

⑶　信託資産

信託資産の時価については、金融機関から提示された価格によっております。

⑷　貸付有価証券担保預り運用資産

貸付有価証券担保預り運用資産の時価については、金融機関から提示された価格によっております。

⑸　貸付有価証券担保預り金

貸付有価証券担保預り金の時価については、金融機関から提示された価格によっております。

（注２）その他有価証券（非上場株式及び投資事業有限責任組合出資、貸借対照表計上額117,374,257,655円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑴有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

倒産防止共済基金（1,322,824,285,830円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価表示の対象としておりません。

［資産除去債務関係］

（一般勘定）

不動産賃貸借契約に基づく本部及び地域本部事務所の内部造作

当機構は、本部及び地域本部の事務所について、不動産賃貸借契約等に基づき退去時における原状回復に係る債務を有しております。

本部事務所については、平成19年12月24日閣議決定の「独立行政法人整理合理化計画」において、「虎ノ門事務所について、賃借面積の縮小を含む見直しにより、賃借料の削減に努める。」ことが掲記されていることから、虎ノ門事務所の継続使用が前提であり、現在のところ移転の予定はありません。今後、平成22年12月７日閣議決定の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（以下「基本方針」という。）を受けて、不要となる部分に係る事務所の一部退去を行うことは有り得ますが、その時期及び範囲については現在未確定な状況であります。

地域本部事務所については、他法人の事務所との共有化又は近接化の推進をうたった平成25年12月24日閣議決定の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（以下「基本的な方針」という。）を受けて、不要となる部分に係る事務所の一部退去を行うことは有り得ますが、その時期及び範囲については現在未確定な状況であります。

このようなことから、当該資産除去債務については、履行時期及び履行時期の範囲と蓋然性を予測することは困難であり、資産除去債務を合理的に見積もることができないため計上しておりません。

［不要財産に係る国庫納付等関係］

			一般勘定	産業基盤整備勘定	施設整備等勘定
①	資産種類		現金及び預金	現金及び預金	現金及び預金
②	資産名称		現金及び預金	現金及び預金	現金及び預金
③	帳簿価額	⑴取得価額	一円	一円	一円
		⑵減価償却	一円	一円	一円
		⑶帳簿価額	⑴　147,283,063円 ⑵　149,411,473円	⑴　352,706,988円 ⑵　201,432,675円	337,997,215円
④	不要財産となった理由		⑴中小企業大学校東京校の創業支援施設の整備完了に伴い、第二期中期目標期間から第三期中期目標期間に繰越した工事費予算に不要額が生じたため。 ⑵繊維債務保証事業の代位弁済に係る求償権の管理業務終了に伴い、繊維関連業務経理の純資産が不要となったため。	⑴基本方針を踏まえ、経過業務に係る債務保証残高の減少に伴い不要額が生じたため。 ⑵出資先第三セクターの解散に伴い受領した株式の清算分配金について、将来にわたり業務を確実に実行する上で必要がなくなったため。	市川中心市街地都市型産業基盤施設及び洲本中心市街地都市型産業基盤施設の地方公共団体への売却代金について、将来にわたり業務を確実に実行する上で必要がなくなったため。